

案

石川町「道の駅」基本構想

目次

はじめに

1. 道の駅の概要	1
(1) 道の駅の概要	1
(2) 道の駅の施設構成	1
(3) 道の駅の登録要件	1
(4) 重点道の駅	1
2. 道の駅整備の目的	1
(1) 整備の目的	1
(2) 町計画の位置づけ	1
3. 整備コンセプトの設定	2
4. 導入機能・施設の検討	3
5. 立地計画の検討	4
6. 整備・管理運営手法の検討	6
(1) 道の駅の整備主体及び整備手法	6
(2) 事業手法の検討	6
(3) 管理運営手法	6
7. 事業スケジュール	6

令和2年12月
石川町

はじめに

石川町は、福島県の南部、阿武隈高地の西側に位置し、郡山市から南へ約33km、白河市から東へ約25kmの地点にあります。総面積は115.71km²、阿武隈川東岸の平坦地と阿武隈高原に連なる山間地から形成される自然豊かな美しい町です。

また、本町を中心とする阿武隈高地西側の地域には、ペグマタイト（巨晶花崗岩）が分布しており、この一帯の地域を総称して石川地方と呼び、岐阜県苗木地方、滋賀県田上地方と並んで「日本三大ペグマタイト鉱物産地」の一つに数えられ、明治時代から昭和の中頃まで、ペグマタイト中から産出する石英（珪石）や長石を、ガラスや陶磁器の釉薬の原料として採掘していました。

本町の沿革は、12世紀前半に源（石川）有光が石川庄に土着し、やがて石川町の中央部に石川城（三芦城）を築き市街地の基礎が形成されました。1874年（明治7年）に磐前県（のちの福島県）に所属し、第21区会所の管轄になり、1879年（明治12年）には、石川郡役所が置かれ、石川郡の中心地としての役割を果たしました。1875年（明治8年）には、石川町に東日本最初の政治結社「有志会議」（後の「石陽社」）が結成され、河野広中らが自由民権運動を展開しました。

現在は、人口約1万5千人で、ラジウム温泉として有名な八幡太郎義家ゆかりの母畑温泉・和泉式部ゆかりの猫啼温泉等により年間20万人の交流人口があります。

しかしながら、本町においても、急激な人口減少により、過疎地域の指定を受けるなど、町を取り巻く環境は、厳しさを増してきております。農業においては、担い手の高齢化や専業農家の減少、さらに農産物の価格低迷といった農業経営条件の悪化により、耕作者が減少し、耕作放棄地が年々増加している状況にあります。また、商工業においては、経営者の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加が課題となっており、商業活性化の推進を図るため、関係機関と連携し、新たな地域ブランドの創出や地域資源を生かした商品開発の取組み支援、移住、定住に関する相談、情報提供に取り組み、まちの賑わい創出と商業の活性化を図ることが喫緊の課題となっております。

こうした中、子供から高齢者まで、町民誰もが安心して、幸せに暮らせる町を目指すとともに、新たな街づくりに取り組んでいくため、「共に創る 幸せ実現のまち」を将来像とした「石川町第6次総合計画」を策定しました。この将来像を実現するため、「石川町第6次総合計画」の基本計画の基本目標の一つとして、「活力ある産業を形成する町」と定め、その施策の一つとして、道の駅の整備を掲げ、本町の魅力を町外へ発信することによる交流人口の拡大、町民の交流の場及び地域活性化の中心的拠点として活用するとともに、道路利用者の利便性の向上を図るため、地域資源を活かした特色ある道の駅の整備を進めるものであります。

1. 道の駅の概要

(1) 道の駅の概要

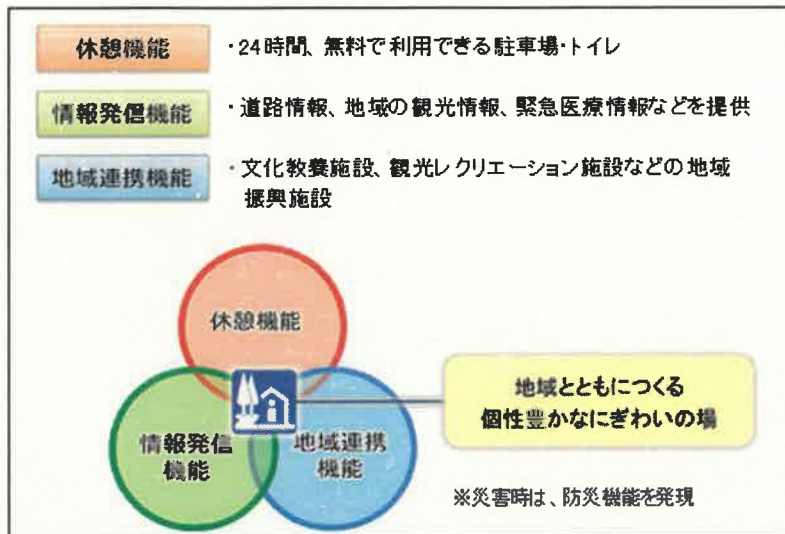
「道の駅」は、ドライバーが24時間自由に利用できるSA・PAのような休憩施設が一般道にも求められたこと、その休憩施設での地域の人々との交流や、地域の活性化が求められた背景から、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」の3つの基本機能を併せ持つ施設として誕生した。

令和2年3月13日現在で、国土交通省により登録されている「道の駅」は、全国に1,173駅ある。福島県内には34駅あり、石川町周辺では、玉川村、平田村及び古殿町に立地している。

(2) 道の駅の施設構成

「道の駅」の登録には、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」の3つの機能を持つことが必須となっている。

加えて、近年では防災への意識が高まっているほか、様々なニーズに対応することが求められていることから、整備にあたっては防災機能の付加やそれぞれの機能の多様化が行われている「道の駅」が多くなっている。



「道の駅」の基本機能（出典：国土交通省ホームページ「道の駅案内」）

(3) 道の駅の登録要件

- 休憩機能：利用者が無料で24時間利用できる十分な容量を持った駐車場、清潔なトイレ（原則、洋式）、子育て応援施設（ベビーコーナー等）
- 情報発信機能：道路及び地域に関する情報を提供（道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等）
- 地域連携機能：文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設
- その他：施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化
- 設置者：市町村又は市町村に代わり得る公的な団体

(4) 重点道の駅

国土交通省では、平成26年度より関係機関と連携して、地方創生の核となる特に優れた企画を選定し、重点的に応援する重点「道の駅」の取組を実施している。福島県内では、猪苗代、飯館、大笹生（福島市）が選出されている。

＜重点「道の駅」に対する支援内容＞

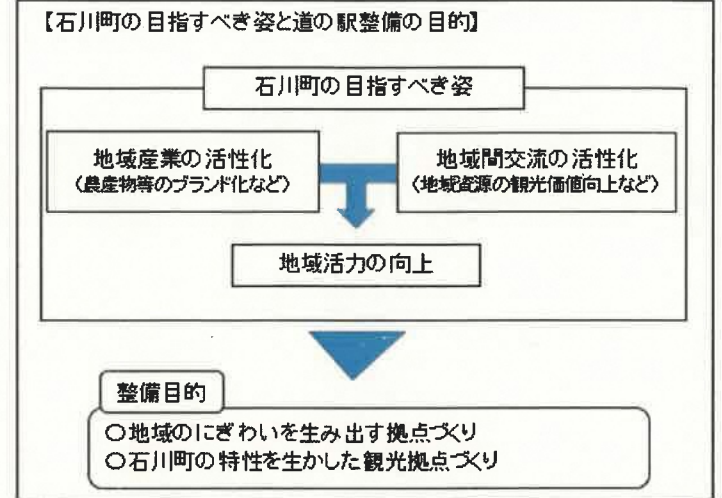
- 道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は、直轄道路事業及び社会資本総合交付金等の重点配分等により国土交通省が支援
- 自治体・関係機関による協議会等を設け、複数の関係機関の制度の活用等について、ワンストップで相談できる体制構築

2. 道の駅整備の目的

(1) 整備の目的

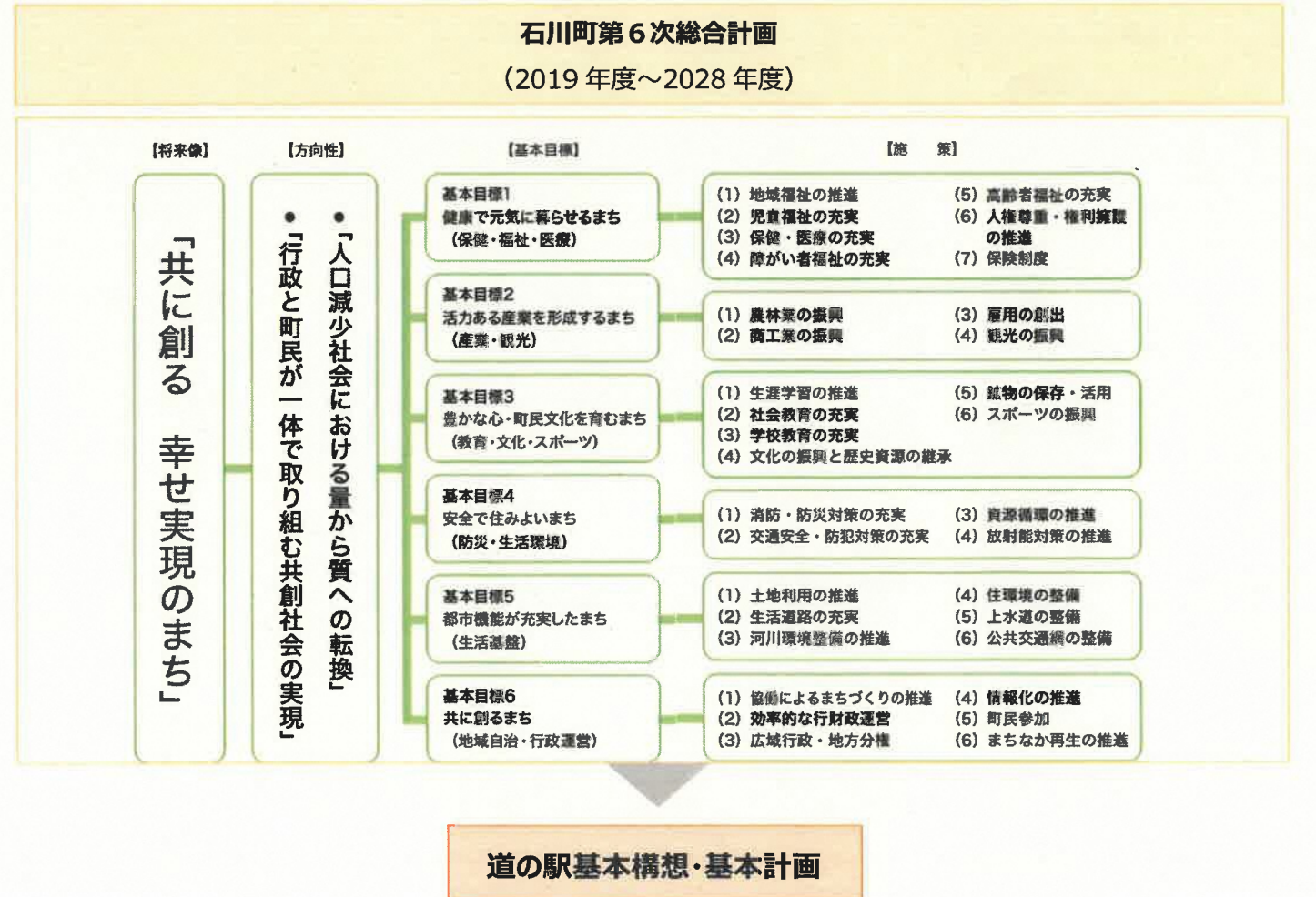
本町においては急激な人口減少及び少子高齢化に伴い、今後、地域産業の衰退化・弱体化が懸念されている。このような地域における様々な課題解決を実現するため、道路利用者の利便性の向上を図るとともに、地域の魅力ある観光資源を磨き上げ、県内外の観光客を取り込み、地域活性化に結び付ける観光地域づくりの拠点となり得る「ゲートウェイ型」の「道の駅」の整備を図る。

地域経済を支える産業の活性化や交流人口の増加を目指し、例えば、地域の「見るもの、買うもの、食べもの」の魅力を発信して、観光客をさらに地域へ呼び込み、地域社会の活性化や定住人口の直接的な増加、税収の増加という形で町外からの活力を呼び込むために、地方移住や町内外交流の窓口として、「道の駅」の整備を図る。



(2) 町計画の位置づけ

町では、「第6次石川町総合計画」における「基本目標2 活力ある産業を形成するまち（産業・観光）」に基づき、道の駅整備を進める。



3. 道の駅整備コンセプトの設定

石川町の課題

石川町は、豊富な地域資源や交通の利便性など優れた地域であるが、その資源を十分に活かされていない状況である。さらに人口減少や少子高齢化に伴い、農業等の地域産業の衰退化・弱体化が懸念されている。

道の駅の目的

地域のにぎわいを生み出す拠点づくりによる農業をはじめとした地域産業の活性化

石川町の特性を活かした観光拠点づくりによる地域間交流の活性化

道の駅のコンセプト

石川の未来を育む 石陽の郷

～ 石川町の輝き（人・物・歴史）を発信し、地域の活力向上を図る拠点 ～

石川町道の駅

道の駅の基本方針

石川の輝きを見つけ、実感する場

- ・豊かな産物の魅力の発見・再発見
- ・地域資源の新たな価値創造

石川のゲートウェイとしての輝きを発信する場

- ・地域資源の魅力を紹介するショールームを目指す
- ・道の駅来訪者を観光資源に誘導

道の駅の導入機能

- 地域産業を支援する機能
- 豊かな文化や自然、食を楽しめる機能
- 暮らしをより安全にする機能

- 多様な情報を分かりやすく提供する機能
- 石川町の暮らしや文化、歴史を紹介する機能
- 町民と観光客の交流を促進する機能

4. 導入機能・施設の検討

導入機能

導入施設のイメージ

休憩機能

- 駐車場**
 - ・誰でも簡単に駐車できるよう、白線をダブルラインとするなど余裕のある駐車スペース
 - ・駐車場内で歩行者と自動車が交差しない動線
- 休憩機能**
 - ・訪れた人々が屋内や屋外でも気軽に休憩できる場所の確保
 - ・本町の歴史や文化等の紹介コーナーを設けて地域の魅力を表現する
- トイレ**
 - ・明るく、清潔で、使いやすく、安心して利用できる利用者に配慮したトイレを整備
 - ・子育て家族が安心して利用できるよう、授乳室等のスペースを確保



情報発信機能

- 情報提供施設**
 - ・周辺・地域の道路・天気・交通等の情報案内
 - ・文化的・歴史的資源、観光名所、イベント情報などを提供するための施設を整備し、わかりやすい情報を発信
 - ・地域の様々な観光・おすすめ情報を「まちナビカード」で提供し、各施設との連携によりお得なクーポンの導入を検討する



地域連携機能

- 農産物、加工品等販売施設**
 - ・地域に根差した直売所施設を整備
 - ・地元農産物や物産品等の消費拡大と産地振興の拠点となる施設を整備
 - ・生産者の高齢化が心配されるため新たな集荷システムの構築を検討
- 飲食施設**
 - ・「石川らしさ」を表現する様々な地場産品を提供する飲食施設を整備
 - ・石川の食材を積極的に使用し、農産物の消費拡大に努める。
 - ・町内飲食店が携われる機会を創出する仕組みを構築する。
- 多目的広場・屋内交流施設等**
 - ・町民交流や作品展示など多様な活動に寄与できるイベントスペースの整備
 - ・日常時は多目的広場として活用、災害時には広域避難場所として利用
 - ・子ども遊び場スペース確保による子育て支援



5. 立地計画の検討

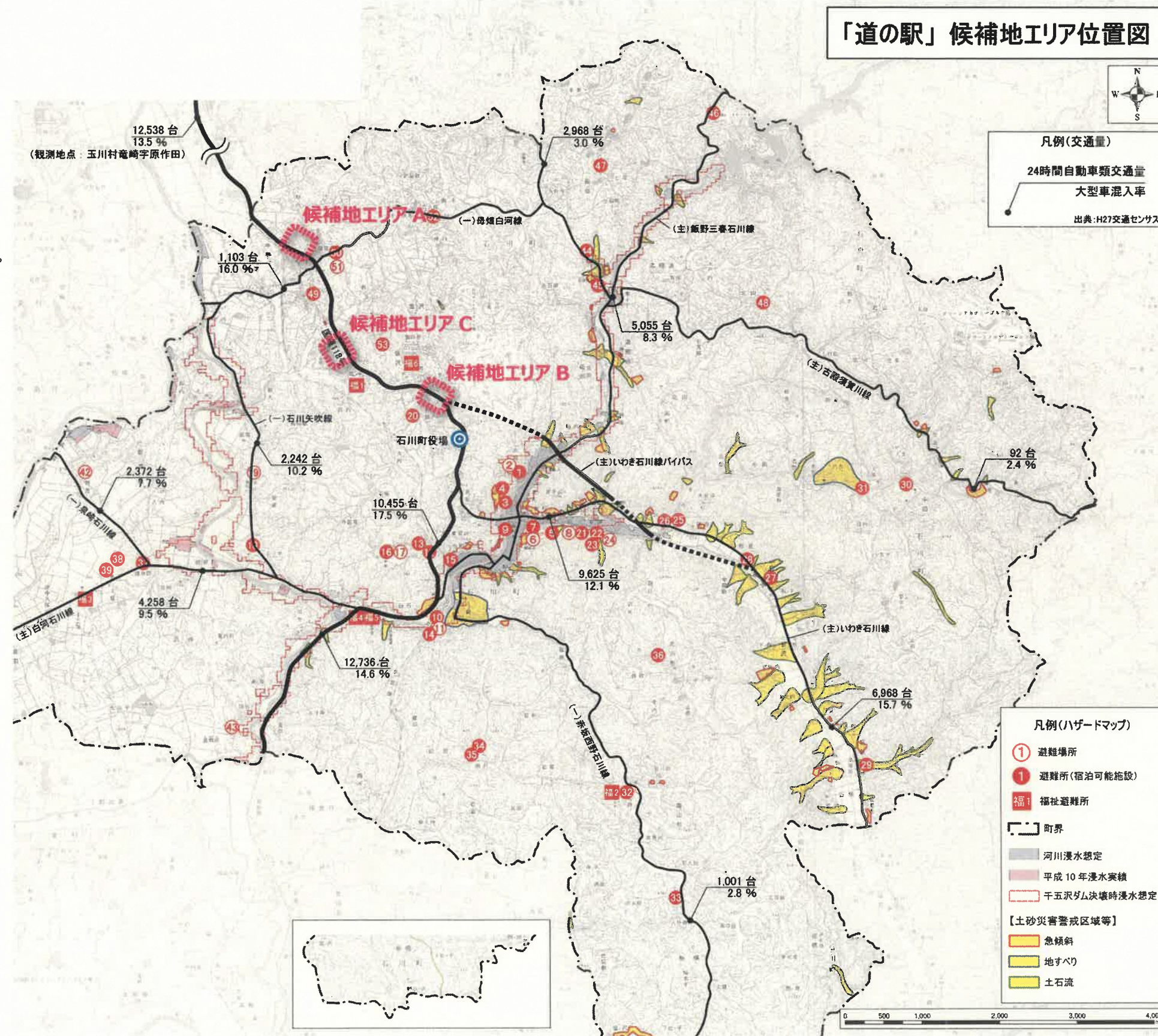
町内で交通量が10,000台/24時間程度である、国道118号及び県道いわき石川線の沿線を候補地とし、ハザード地域以外で、比較的平坦な用地が確保できると考えられる3つのエリアを候補地とした。

【交通量の現況】

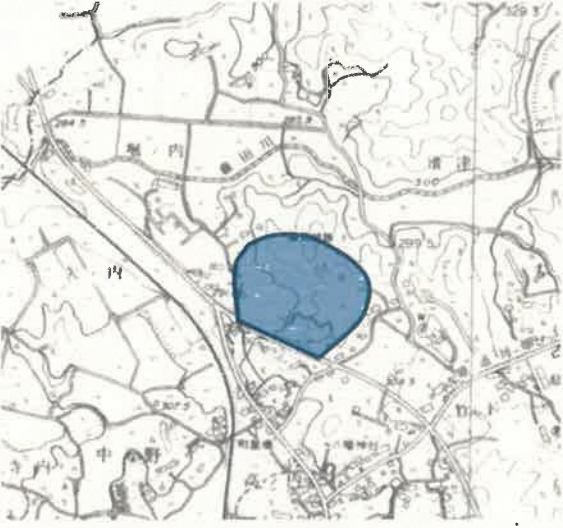
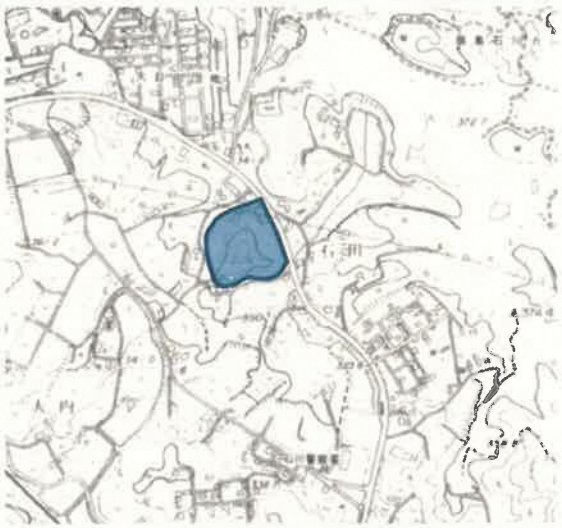

- ・町内で最も現況交通量が多いのは、国道118号でどの地点でも10,000台/24時間を超えている。
- ・次に交通量が多いのが、県道いわき石川線で9,625台/24時間となっている。
- ・その他の主要な道路は、2,000台～5,000台/24時間程度となっている。

【町内のハザード地域】

- ・町中心部及び国道118号の南側の地域は、河川浸水想定区域等となっている。



候補地比較表

評価項目		候補地A	候補地B	候補地C			
指標		国道118号沿い・玉川村との町境近く・藤田城跡	国道118号沿い・いわき石川BP分岐点近く	国道118号沿い・西部工業団地近く			
		評価	評価	評価			
位置図							
前面道路 交通量	現況交通量 平日24時間（平成27年センサス）	10,455～12,538台	○	10,455～12,538台	○	10,455～12,538台	○
	将来交通量 ※1 （令和12年推計値）平日24時間	11,300台	○	11,300台	○	11,300台	○
確保が可能な面積		3.0ha	●	2.0ha	○	3.8ha	●
安全性	浸水区域・土砂災害警戒区域等	なし	○	なし	○	なし	○
敷地の魅力度	眺望・景観（滞在性）	・那須連峰方向の眺望が確保できる ・田園景観を活かしやすい	●	・四方を山に囲まれ住宅団地も近接している ・田園景観を活かしづらい	△	・郊外でかつ高台に位置し、那須連峰等の良好な眺望を確保でき、周囲の田園風景を活かしやすい	●
	付加価値等	藤田城跡地に近接しており、石川町の歴史を体感することができる	○	-	△	-	△
町との連携	役場からの距離・車での移動時間	3.8km・5分	○	500m・1分	●	2.1km・3分	○
制約条件	都市計画区域	非線引き白地地域	○	第一種低層住居専用地域・第二種住居地域	○	非線引き白地地域	○
	農振農用地	あり	△	なし	○	なし	○
	埋蔵文化財	あり	△	なし	○	なし	○
周辺・環境に与える影響	雨水・排水による下流河川の影響	藤田川から阿武隈川に流入、大雨時も特に影響はなし	○	渡里沢川から北須川に流入、大雨時の影響は大きい	△	金田川から社川に流入、大雨時も特に影響はなし	○
	24時間利用施設（駐車場・休憩施設等）の影響	周辺の住宅は少なく、騒音等による影響は小さい	○	周辺に住宅団地や農家住宅があり、騒音等による影響は大きい	△	周辺の住宅は少なく、騒音等による影響は小さい	○
コスト	整備にかかる経費（用地補償、造成等）	補償物件（倉庫）1件、用地地目はおおむね農地、一部山林である	○	補償物件（店舗、住宅）4件、用地地目は店舗敷地及び駐車場、その他農地である	△	補償物件（砕石プラント）1式、用地地目はおおむね工場用地である	△
総合評価		十分な面積を確保することが可能であり、滞在性や付加価値等の敷地の魅力度は高いが、農振農用地の除外や埋蔵文化財の発掘調査等の事務手続きに時間を要する	○	国道118号といわき石川バイパスの分岐点に位置し市街地にも近いので立地的には良いが、都市計画区域の制約があり、また整備に係る経費も膨らむことが想定される	○	周囲を良好な眺望が確保でき、また十分な面積を確保することが可能であり、滞在性や付加価値等の敷地の魅力度は高い	●

※1 いわき石川線バイパス計画時のもの

6. 整備・管理運営手法の検討

(1) 道の駅の整備主体及び整備手法

「道の駅」は、道路利用者のための休憩機能を持った施設であるとともに、地域のふれあいの場となる地域連携機能、情報発信機能が一体となった施設で、“地域の顔”である。

「道の駅」の整備は、道路管理者と町との相互協力によって進められるものであるため、その手法は、導入施設の整備を道路管理者、町のどちらが行うのかによって、以下のような二つに分類される。

「道の駅」整備主体及び整備手法

整備主体	市町村、道路管理者、公益法人等	
整備手法	単独型	一体型
	「道の駅」を構成する施設をすべて設置者（町）が整備を行う。	駐車場・トイレ・情報発信機能の一部を道路管理者が整備、その他を設置者（町）が整備を行う。

(2) 事業手法の検討

「道の駅」は、最近では、「観光立国推進」や「地方創生の拠点」、地方の町の中心施設として「小さな拠点」の役割、6次産業化への貢献など様々な役割が期待されており、国の多様な所管において、「道の駅」に関する支援制度が設けられている。

「道の駅」においては、他市町村での活用事例の多い「農山漁村振興交付金（農林水産省）」を主として検討し、EV充電施設などには、「次世代自動車充電インフラ整備促進事業（経済産業省）」などの活用も考えられる。

(3) 管理運営手法

「道の駅」の整備主体は、地方自治体、道路管理者、公益法人等でなければならない。
そのため、管理運営手法は「町が直接管理する方法（公設公営）」と「町が施設を整備し、指定管理者制度^{※1}のもと民間団体等が運営する方法（公設民営）」がある。

管理運営手法

分類	手法	概要
公設公営	町直営	町において直接管理運営を行う方法 トイレの維持管理や販売施設・飲食施設の運営など、施設ごとに業務委託またはテナント方式をとる場合が多い
公設民営	管理運営委託（指定管理者）	施設全体の管理運営を公共的団体または民間事業者等に委託する形態 販売施設・飲食施設はテナント方式による場合もある

公設公営の場合は、公共目的の反映や行政施策との連携が図りやすい長所があり、収益施設の運営ノウハウが少ないことなどが短所として挙げられる。

一方、公設民営の場合は、民間企業が有するノウハウを活かせるという長所があり、短期間で指定管理者が交代した場合のノウハウの蓄積などが課題として挙げられる。

※1 指定管理者制度：平成 15(2003)地方自治法の改正により、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設の管理を、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者等を含む）に委ねることができるようになった。本制度は、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

7. 事業スケジュール

	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度																								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
基本構想・基本計画の策定	■	■	■	■	■																																			
用地・法令（許可等）関係						■	■	■	■	■	■	■	■	■																										
各種調査 （測量、地質、文化財調査等）						■	■	■	■	■	■	■	■																											
設計 （基本設計、実施設計）														■	■	■	■	■	■	■	■																			
工事 （敷地造成、施設建築工事等）																					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
管理・運営 （計画策定・組織設立）																						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
供用開始																																							■	